

近運技保第192号の2
近運自一第773号の2
近運自二第582号の2
近運自貨第571号の2
令和4年11月9日

一般社団法人 近畿トラック協会会長 殿

近畿運輸局自動車技術安全部長
(公印省略)

近畿運輸局自動車交通部長
(公印省略)

適性診断の確実な受診について

平素は、運輸行政にご理解とご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

旅客自動車運送事業者及び貨物自動車運送事業者は、それぞれ旅客自動車運送事業運輸規則及び貨物自動車運送事業輸送安全規則の規定に基づき、事業者が選任する運転者の状況に応じ、国土交通大臣が認定する適性診断（以下「義務診断」という。）を受けさせ、その結果に応じた特別な指導を実施しなければならないとされています。

令和4年度に近畿運輸局管内において実施された自動車運送事業者に対する監査のうち義務診断未受診の指摘が令和4年8月末現在で25%を超えており、令和3年度の17%を大きく上回っている状況にあります。

運転適性診断は、その受診結果を基に運転者の運転適性を運転者自身及び事業者が把握するとともに、事業者はその適性に応じたきめ細やかな指導を行うことで、事故の未然防止を図るための極めて重要なものであり、その未実施は法令違反として行政処分の対象となるのみならず、最悪の場合、重大事故につながりかねないものであることから、適切な受診及び指導の実施が求められます。

また、令和4年10月11日に訪日外国人に対する入国制限の緩和、政府による旅行支援等が開始され、今後、自動車運送事業の利用が拡大されると見込まれるところ、安全運行の確保を一層徹底する必要があります。

つきましては、選任運転者の適性診断の受診計画及び受診状況を再度確認いただき、適性診断が確実に受診されますよう、傘下会員事業者に対し、周知徹底をお願いいたします。